

お知らせ

平成29年8月1日付の規約、会費規程改定により、会員種別が一部変更になりました。

全老連第29-18号(平成29年8月10日付)にて、会員の皆様には、すでにご案内申し上げているところでございます。

今回の「会員種別」変更のポイントは、以下のとおりです。

改定前		改定後	会員要件	年会費
A会員	→	P会員	介護老人保健施設の開設者、管理者又はこれに準ずる者	年会費一口 10万円
なし	(新設)	A会員	介護老人保健施設において管理職にある者等で、別に定める要件を満たす者	年会費一口 1万円
B会員	(変更なし)	B会員	全老健会員施設職員及び関係者	年会費一口 500円

※会員名称の変更は、「自動変更」となりますので改めて手続きをいただく必要は、ございません。具体的には、来年度(平成30年度)会費請求の際に、改定後の会員種別名でご案内がいくこととなります。

①旧A会員(年会費一口 10万円) → P会員(年会費一口 10万円)

②B会員(年会費一口 500円を20口以上(1万円以上))納入いただいた方 → 新A会員(年会費一口1万円)